

金婚祝いの申請を受け付けます



結婚50周年を迎えた夫婦を祝福するため、記念品を差し上げます。該当する夫婦は直接窓口へ申し込んでください。
対象 市内在住で昭和52年3月31日までに婚姻の届け出を

行い、過去に藤岡市金婚記念慶祝を受けていない夫婦
内容 夫婦の記念写真・めもと箸(どちらかを辞退することもできます)
その他 本籍地が市外の人のみ戸籍謄本が必要です
申し込み 令和9年3月31日(水)までに元気長寿課または鬼石振興課へ
問い合わせ 元気長寿課 ☎(40)2809)

病後児保育

保護者が勤務などの都合で家庭保育ができない場合に、病気の回復期で集団保育ができない児童を専用施設で一時的に保育します。
実施日時 月々金曜日午前8時～午後5時(祝日、年末年始は除く)
実施施設 中栗須こども園
対象 病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静などの確保

に配慮する必要がある1歳～小学校3年生までの児童
定員 1日当たり3人程度
保育料 1日当たり500円
 ※生活保護世帯は無料
その他 事前の利用登録や医療機関が作成する診療情報の提出が必要です
申し込み 中栗須こども園
問い合わせ 中栗須こども園 ☎(20)0580・子ども課 ☎(50)7802)

シニアカー購入費等補助金

歩行に不安を抱える高齢者が外出しやすい環境を整え、既存の公共交通機関を補完するため、ハンドル形電動車椅子(シニアカー)の購入やレンタル・リースにかかる費用の一部を補助します。
対象 次の条件を全て満たす人▽市内に住民登録があり、市税を滞納していない▽65歳以上▽他の制度によるシニアカーの購入またはレンタルな

どに関する補助(介護保険の利用を含む)を受けていない
対象機器 ▽対象者自身が外出のために使用するもの▽購入の場合は、日本産業規格(JIS)T9208に適合する新品であること
補助金額 ▽購入の場合Ⅱ購入費の3分の1(上限10万円、1000円未満切り捨て)▽レンタル・リースの場合Ⅱレンタル・リースにかかる費用

の4分の1(補助の累計額が10万円に達するまで)
申し込み 申請書は地域安全課窓口または市ホームページで配布しています。
 申請方法の詳細などについては、地域安全課へ問い合わせてください
問い合わせ 地域安全課 ☎(40)2245)

いごも誰でも通園制度が始まります

子どもの育ちを応援するため、保護者の就労要件を問わず、保育所などへ子どもを預けることのできる制度です。利用可能な施設は、市ホームページでお知らせします。
対象 市内在住で保育所などの施設に在籍していない6カ月～満3歳未満の子ども
利用時間 子ども1人当たり月10時間まで
利用料金 1時間当たり30

0円(おやつなどの実費負担あり)
利用方法 ①電子申請または子ども課窓口で申請書提出してください②市の認定審査後、国のシステムからアカウント発行のお知らせが届きます③アカウント発行のお知らせメールに添付されているURLから国のシステムへログインし、子どもの情報などを入力します④利用したい施設

で面談(要予約)を受け、契約します。安全にお預かりするため、家庭での状況などを確認します⑤施設の予約をしてから利用します。予約状況によっては、希望日に利用できない場合があります⑥利用料を利用施設で直接支払ってください
問い合わせ 子ども課 ☎(50)7802)

地域コミュニティ活性化事業補助金

市民の皆さんが主体となって取り組む地域コミュニティづくりを支援します。地域活性化などにつながる事業に活用してください。
対象事業 ①地域コミュニティの活性化が見込まれる事業既存の取り組みを含む②地域の歴史文化や伝統芸能の保存継承・後継者育成事業③地域の生活環境の改善が見込まれる事業
対象団体 ①②Ⅱ自主的に組織された市民団体・行政区・

自治会③Ⅱ行政区のみ
補助金額 ①Ⅱ補助対象経費の3分の2以内の額(Ⅰ団体上限40万円)②Ⅱ補助対象経費の2分の1以内の額(Ⅰ団体上限40万円)③Ⅱ補助対象経費の全額(Ⅰ行政区上限5万円)
その他 申請書は市ホームページからダウンロードできます
申し込み・問い合わせ ①③Ⅱ地域づくり課 ☎(40)2211・②Ⅱ企画課 ☎(40)2428へ



市民と協働して花と緑が溢れる公共空間を創出し、草花を愛でる優しい心を育み、地域の絆を深めることを目指し、身近な公共空間の美化を行う

笑顔を咲かせる花のまち協働づくり事業補助金

団体に補助金を交付します。
対象団体 市民による団体、行政区、自治会など
対象活動 ①花と緑プロジェクトⅡ指定管理者の自主事業と併せた公園の花壇の維持管理②公園アダプトⅡ公園の清掃・維持管理③地域公会堂などの花壇づくりⅣ公会堂などの花壇で年間を通した日常管理④環境美化活動Ⅱ公共空間の清掃・除草・植栽

補助金額 2万円
定員 ▽①②Ⅱ20団体▽③④Ⅱ36団体(先着順)
申請期限 8月31日(月)まで
その他 申請に必要な書類は市ホームページまたは担当課窓口で配布しています
問い合わせ ①②Ⅱ都市施設課 ☎(23)9850・③④Ⅱ環境課 ☎(40)2264)

高齢者の居場所運営事業補助金

高齢者が気軽に交流できる居場所を確保する団体に対して補助金を交付します。
補助期間 令和9年3月31日(水)まで
対象事業 次の条件を全て満たす事業▽1年以上事業が継続可能▽月に2回以上開催し、1回当たり1時間以上の活動が可能▽65歳以上の高齢者が5人以上参加▽営利目的、政

治的・宗教的な活動でない
対象経費 ①居場所の運営に要する経費②備品などの購入費(施設整備費・運営に係る人件費・宿泊費は除く)
補助上限額 ①2万円②4万円
その他 実施期間中に活動状況を確認することがあります
申し込み・問い合わせ 元気長寿課 ☎(40)2809)へ



地域材(ぐんま優良木材)のうち、市内で伐採された木材または市内のぐんま優良木材認証工場で製材または加工された木材)を使って、住宅または店舗・事務所などの非住

ふるさとの木でつくる木造建築士支援事業補助金

宅を市内に新築・増改築を行う人を支援します。
要件 次の条件を全て満たす住宅または非住宅▽延床面積が80㎡以上280㎡以下の一戸建て新築住宅(住宅の増改築および非住宅は面積の要件なし)▽地域材を新築は8㎡以上、増改築は1㎡以上使用する▽施工業者が建築一式工事の許可を受けている▽申請した年度内に上棟または、増

改築が年度内に完成する
補助金額 地域材1㎡当たり3万円(住宅は上限45万円まで、非住宅は上限60万円まで)
その他 ▽化粧材や造作家具・内外装材に使う地域材も対象です▽詳細については、市ホームページを確認してください
申し込み・問い合わせ 森林課 ☎(50)4441)へ